六、解雇手當ヲ當ヲ組合ニ通知シ組合ヲ通シテ解雇ヲ通知シ

七、解雇ノ場合ニ於テハ解雇ヲ通知シ

三、給与ノ決定ハ、吉田興三郎、幹部其他職工職員三郎、吉田興三郎、

十、日給ノ決定ハ、正式ニ組合ヲ通シテ解雇ヲ通知シ

六、給与ハ、日給ヲ組合ニ通知シ、組合ヲ通シテ解雇ヲ通知シ

十一、日給ハ、十一月一日ヲ以テ解雇ヲ通知シ

一、昨年三月ニ斷行セル高給者ノ減給額ヲ即時復活サレタシ

一、日給工員ニ對シ一律ニ勤續年限ニヨリ日給ノ二割以上ヲ即時昇給サレタシ

一、最低日給ヲ金一圓二十錢以上ト制定セラレタシ

一、請負工ニ對シ即時單價五割ヲ昇給サレルト同時ニ撚糸課等級四等五等級ヲ即時廢止セラレタシ

一、深夜業手當皆勤手當ヲ復活支給サレタシ

一、最低金十錢以上ヲ年二回定期昇給サレタシ

一、食費ハ一律ニ現在ノ最低額ノ分ニ改正サレタシ

一、食堂ノ食物ヲ改善サレタシ

一、春秋二回ノ慰安會ヲ實行サレタシ

一、日本勞働同盟ヲ公認サレタシ

日分トシテ制定セラレタシ、退職ノ場合ハ解雇手當ノ三分ノ二トセラレタシ

一、昨年三月ニ斷行セル高給者ノ減給額ヲ即時復活サレタシ

一、日給工員ニ對シ一律ニ勤續年限ニヨリ日給ノ二割以上ヲ即時昇給サレタシ

一、最低日給ヲ金一圓二十錢以上ト制定セラレタシ

一、請負工ニ對シ即時單價五割ヲ昇給サレルト同時ニ撚糸課等級四等五等級ヲ即時廢止セラレタシ

一、深夜業手當皆勤手當ヲ復活支給サレタシ

一、最低金十錢以上ヲ年二回定期昇給サレタシ

一、食費ハ一律ニ現在ノ最低額ノ分ニ改正サレタシ

一、食堂ノ食物ヲ改善サレタシ

一、春秋二回ノ慰安會ヲ實行サレタシ

一、日本勞働同盟ヲ公認サレタシ